

障がいのある方、高齢の方などを みんなで支援しよう

災害時要援護者支援制度

市では、大規模な災害が発生したときに、障がい者や高齢者など支援が必要な方（災害時要援護者）に対して、安否確認や避難誘導などの支援が行えるよう、自治会・自主防災組織等と連携し、地域で支える安心・安全のネットワークづくりを目指しています。



災害時要援護者登録制度の内容

- 1 災害対策基本法の改正に基づき、市が名簿の登載要件を定め、その要件に該当する方を登録した「災害時要援護者名簿」を作成しています。
- 2 名簿の登載要件に該当された方に同意確認書を送付し、協定を締結した地域支援組織（自治会、自主防災組織等）に対して、平常時から名簿情報を提供することについての同意確認を行います。
- 3 災害時要援護者の支援活動についての協力と個人情報の取扱い等についての協定を締結した地域支援組織へ、同意された災害時要援護者の情報を提供します。
- 4 地域では、名簿により要援護者を把握し、平常時は避難訓練・声かけ・見守り活動などを行う体制づくりに活用され、災害時は安否確認・避難誘導などの支援活動に活用されます。

対象となる方

災害時に、家族等の支援だけでは避難することができない、または、家族等の支援を受けられない在宅の方で、自分の名前や住所、身体等の状況などの個人情報、地域の支援者（自治会、自主防災組織、避難支援者）に提供することに同意される方を対象とします。

- 1 身体障がい者手帳1～2級の方
- 2 療育手帳Aの方
- 3 精神障がい者保健福祉手帳1級の方
- 4 要介護認定 要介護3～5の方
- 5 75歳以上の独居、75歳以上のみの世帯の方
- 6 上記以外で、何らかの支援が必要な方。

くわしくは

福祉部福祉総務室

ボランティアに参加しよう

大阪府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」

「災害時におけるボランティア」として登録していただくことにより、ボランティア希望者にボランティア活動のニーズについての情報を提供し、また、安心して活動していただけるよう、府がボランティア保険の保険料を負担する制度があります。

あなたも「災害時におけるボランティア」として登録しませんか。

登録方法・対象

●ボランティアの登録制度には次の2つの登録方法があります。

登録方法	登録の対象
事前登録 (平常時の登録：随時)	災害時にボランティア活動を行うことができる【 団体 】 ※団体構成員は5人以上と限らせていただきます。
発災時登録 (災害発生後の登録)	ボランティア活動を希望する【 個人及び団体 】 ※個人登録の場合、年齢が15歳以上の方に限らせていただきます。



くわしくは

大阪府危機管理室災害対策課 <http://www.pref.osaka.lg.jp/shobobosai/saigavolunteer/index.html> まで